記者発表資料



令和3年11月11日(木)

発表の趣旨(※該当する全てにチェック	٠)
--------------------	----

- □各種資料や情報の提供
- □イベント・会議等の案内
 - □当日の取材依頼
 - □開催日時等の周知依頼
 - □参加者募集の事前告知依頼
- ■その他(緊急情報)

発表事項	ツルのねぐらの水から確認された鳥インフルエンザウイルス (H5亜型) の検査結果について				
内容	出水市荒崎地区のねぐらで採取された水について, 鹿児島大学で病原性を確認するためのウイルス分離検査を実施した結果, 本日, 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5亜型) が検出されましたのでお知らせします。				
	記				
	1 検査結果等 	種類	 採取日	ウノルフ八郎岭木	
	場所出水市 ツルの		11/8	ウイルス分離検査 高病原性鳥インフルエ	
		/フ44 < りVノ/N	11/0	一	
資 料	に伴い, 野鳥(別添 環境省)	司辺半径10km圏 の監視を強化し 記者発表資料「 エンザウイルス	ます。	省の野鳥監視重点区域の指定 採取された水における高病原 バ野鳥サーベイランスの対応	
ホームページ掲載	□なし ■あ	,り(月	日掲載予定)	■後日掲載	
取材案内					
問い合わせ先	担当課	環境林務部(099-286-26	自然保護課 野 316) 内線261		
(担当課)	取材対応者	課長 宮澤	泰子(099-28	6-2610) 内線2610	
	問い合わせ窓口	直通:03 九州地方環境	-5521-	上物課	

鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性及び野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて <鹿児島県同時発表> 令和3年11月11日(木)

鹿児島大学が実施した検査により、11月8日(月)に鹿児島県出水市で採取した環境試料(水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水)から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出(陽性)された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、国内複数箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」に引き上げます。

1. 鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性(野鳥国内1例目)について

(1) 経緯

- 11月8日(月)・鹿児島県出水市で環境試料(水)を採取
- 11月11日(木) ・鹿児島大学が検査を実施した結果、<u>高病原性鳥インフル</u> エンザウイルス(H5亜型)が検出
 - ・採取地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、 野鳥の監視を強化

(2) 今後の対応

- ・ 鹿児島県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルス の感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するため の基礎情報を得ることを目的とした緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査 等)を実施する予定です。
- 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、下記により「対応レベル3」に引き上げます。

2. 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※については、本日付けで「対応レベル3」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。

対応レベル1	発生のない時 (通常時)
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高 病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合(国内単一 箇所発生時)
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、 国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合(国 内複数箇所発生時)

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道 府県や市町村役場にご連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を 提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

直通 03-5521-8285 代表 03-3581-3351

室長 東岡 礼治 (内線 6470) 補佐 村上 靖典 (内線 6675) 係長 福田 真 (内線 6670) 担当 安藤 滉一 (内線 6478)

